

ドイツ環境影響評価法 (UVPG)

中井 臣久 訳

はじめに

環境アセスメント法のドイツ版は Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung (UVPG) と記載され、そのまま字義訳するならば環境協調性検査とか環境耐久性調査などとなるだろうが、この分野では常識的な訳語である環境影響評価法としても許されるであろう。

環境アセスメント制度は米国では 1970 年に制定された国家環境政策法 (NEPA) で開始された。ヨーロッパにおいてはまずはスウェーデンが 1969 年に環境保護法を制定して環境影響評価制度を採用しているが、多くのヨーロッパ諸国では 1985 年 6 月 27 日に採択された環境影響評価における EC 理事会指令が契機となって相次いで制度化されることになった。ドイツはすでに 1970 年代から部分的な環境影響評価制度を実施していたが、1985 年の EC 理事会指令を契機に 1990 年に統一的な環境影響評価法を制定した。

我が国の環境影響評価法は西側主要先進諸国のなかでは一番遅くて 1999 年に施行された。環境保護関連の法律としてはいわば一次予防の切り札的存在である環境影響評価法であるが、我が国の制度は予防への視点が強固でなくいまだ発展途上にあるといえよう。我が国の環境影響評価制度を進化させていくためには、世界の環境影響評価法を十分に把握して国民が議論を尽くして世論を形成していく必要があるだろう。そのためには諸外国の環境影響評価法の詳細な翻訳が不可欠である。私は法律の専門家ではないが、ドイツ語教育に関係させていただいているのでまずはドイツの環境影響評価法の翻訳を試みた次第である。

日本の環境影響評価法と一度読み比べてみるだけでも、日独両国の姿勢

の相違をうかがい知ることができて興味深いし、同時に環境影響評価制度における世界的な趨勢を理解する一助になろう。

最後に完璧な訳文に仕上げていくために読者の皆様方から今後も忌憚のないご教示をいただければ幸いである。

環境影響評価法 (UVPG) ¹

2001年9月5日公布・施行(連邦法律公報第I部 2350頁)²

2004年6月24日改定(連邦法律公報第I部 1359頁)

- 1 告知: この法律は一定の公共の又は民間の事業における環境影響評価に関する85/337/EWG指令改定のための1997年3月3日の理事会指令97/11/EG (ABl. EG Nr. L73 S.5) 及び一定の公共の又は民間の事業における環境影響評価に関する1985年6月27日の理事会指令85/337/EWG (ABl. EG Nr. 175 S.40) の移行措置である。
- 2 これは環境影響評価改定指令の移行のための法律第24条、IVU指令及び2001年8月3日発効の文言における2001年7月27日の環境保護のためのその他のEG指令(連邦法律公報第I部 1950頁)に基づく環境影響評価法の改正である。

第一編

行政手続きにおける環境影響評価

第1章

一般規定

第1条 この法律の目的 この法律の目的は、一定の公共の及び民間の事業計画において、統一的な原則による効果的な環境配慮のために、

1. 環境への影響を早期にかつ包括的に調査し、記載し、評価すること、

2. 環境影響評価の結果を官庁の許可に係わるあらゆる決定に可能な限り早期に考慮に入れることを確保することにある。

第2条 定義 (1) 環境影響評価は事業計画の許可に係わる決定に資する行政官庁の手続きの不可分の一部分である。環境影響評価には一の事業計画の直接的及び間接的影響の調査、記載、評価が含まれ、その対象は

1. 人間、動物及び植物、
2. 土、水、大気、気候及び景観、
3. 文化財及びその他の財貨と
4. 上記の保護対象物間の相互作用である。

環境影響評価は公衆の参加のもとに実施される。一の事業計画の許可において複数の手続きが係わってくる場合には、これら複数の手続きにおいて実施された部分的検査はすべての環境負荷を総合評価するために包括される。

(2) 一の事業計画とは

1. 別表1により
 - a) 一の工作物の建設や操業、
 - b) 一のその他の施設の建設、
 - c) 一のその他の自然や景観に影響を及ぼす行為の実行、
2. 下記に関する変更並びに拡張、
 - a) 一の工作物の位置、特性又は操業、
 - b) 一のその他の施設の位置又は特性、
 - c) 一のその他の自然及び景観に影響を及ぼす行為の実行。

(3) 第1項第1文のいう決定の意味は

1. 一の行政手続において行われる承認、許可、認可、計画確認決定及びその他の事業計画の許可に係わる通告手続きを除く官庁の決定、
2. 路線決定及び後続手続きにおいて尊重すべき先行手続きにおける決定、
3. 別表1に掲げる特定の事業計画の許可の要件である建設計画の策定、変更又は追加に係わる建築法典第10条に基づく決定、並びに別表1に掲

げる事業計画の計画確定決定に代わる建設計画に係わる建築法典第10条に基づく決定である。

第3条 適用範囲 (1) この法律は別表1に記載した事業計画に適用される。連邦政府が連邦参議院の同意のもとで法規命令によって執行する権限とは、

1. 種類、規模又は所在地から環境に重大な影響をもたらしかねない事業計画を別表1に追加すること、
2. EUの理事会又は委員会の法文書を尊重して既存の学識から環境に重大な影響がないことが判明している事業計画を付表1から削除することである。

連邦政府は、与えられている権限の行使範囲内で、この法律の規定する事項において別表1に記載した特定の事業計画に対して必要な変更を実施する権限も有する。この場合の法規命令は連邦議会の同意を必要とする。連邦議会が連邦政府からの法案受理後3会期週間以内に拒否しなかった場合には同意は与えられたものとみなされる。

(2) 防衛上やむを得ない理由から又は国際的な義務の履行のために必要であれば、連邦国防大臣は、連邦環境自然保護原子炉安全大臣と協調して決定される方針に従い、国土防衛に資する事業計画についてこの法律の適用を除外したり、この法律の要請から例外扱いにすることができる。この場合には重大な有害環境負荷の防止に配慮しなければならない。この許可手続に係わるその他の法令に変更はない。連邦国防大臣はこの項の適用に関して連邦環境自然保護原子炉安全大臣に年次報告をする。

第3a条 環境影響評価の義務の確認 所管官庁は、一の事業計画の事業者の申請によるか第5条に基づく要請があった場合、当該事業計画の許可に係わる決定につながる手続きの開始後において、当該事業計画に関する適正な報告と独自の情報をもとにして、当該事業計画について第3b条から第3f条までが規定する環境影響評価の実施義務の有無を確認する。こ

の確認は第3c条による一の特種ケースの予備評価が実施されていた場合には、環境情報法の規定に従って公衆の縦覧に供されるものとする；環境影響評価の必要性がなくても、この事実は公表しなければならない。この確認は一方的に取り消しをすることはできない。

第3b条 当該事業計画の種類、規模及び能力による環境影響評価の義務

(1) 別表1に記載する一の実業計画には、その分類項目に該当すれば一の環境影響評価を実施する義務が発生する。特に規模や能力の数値が与えられている場合には、その数値に達するか又は超える場合には一の環境影響評価を実施しなければならない。

(2) 加えて環境影響評価を実施する義務が発生するのは、同様な種類に属する複数の事業計画が、同一の事業者又は複数の事業者によって同時期に実施されることになっていて、一の密接な関係（集積事業計画）にあり、全体で基準の規模や能力の数値に達するか又はそれを超える場合である。この密接な関係とは、これらの事業計画が

1. 工作物又はその他の施設として同一の工場用地あるいは建設用地に存在し、共通の操業上又は構造上の施設によって結び付いているか
2. その他自然や景観に影響を与える開発行為として一の密接な空間的關係にあり

且つこれらが一の相応な目的に資する場合である。これら第1文及び第2文が適用されるのは、別表1第2欄においてそれ自体で適用時に別表でいう地域特異性予備評価のための数値、これが見込まれなくても別表でいう一般的予備評価のための数値に達するか又はそれを超える事業計画のみに限定される。

(3) 従来は環境影響評価の義務のなかった一の既存の事業計画が、その変更や拡張のために基準の規模又は能力の数値に初めて達するか又はそれを超えた場合には、当該変更や当該拡張を理由に、従来は環境影響評価の義務のなかった既存の事業計画の環境負荷を考慮して一の環境影響評価を実施しなければならない。既存の事業計画も第2項第1文の意味において

集積事業計画である。85/337/EWG (Nr.EG 40 neu) 指令及び97/11EG指令のそれぞれの適用に該当しながらも、これらの指令のそれぞれの移行期日の到来以前に完成していたものは、規模や能力の数値に達するか又はこれらを超えているかについては不問とする。これら第1文から第3文までは別表1の18.5,18.7,18.8に記載した工業地帯及び都市計画プロジェクトには適用されない。第1文は別表1の14.4及び14.5に記載した事業計画であって且つ密接な空間的な関連性に加えて密接な時間的関連性が存在するものに適用される。

第3c条 特殊ケースの環境影響評価の義務 (1) 別表1において、一の事業計画に対して一の特殊ケースの一般的予備評価が見込まれた場合、当該事業計画が別表2に掲げる規準で実施された略式評価をもとにした所管官庁の判断で、第12条が規定する無視し得ない重大な有害環境負荷をもたらす可能性があれば、一の環境影響評価を実施しなければならない。一のより小さな規模又は能力の事業計画に対して、特殊ケースの地域特異性予備評価が見込まれて、特別な地域事情のために別表2の2に掲げる保護規準を考慮すると重大な有害環境負荷が想定される場合には、当該事業計画の規模や能力が小さくても同様の扱いとなる。両予備評価においては、当該事業計画の事業者が予定する防止措置や削減措置によって環境負荷がどの程度まで排除されるかを考慮しなければならない。当該一般的予備評価においては、この予備評価の根拠である規模と能力の検査値をどの程度超えているかも考慮されなければならない。この規模と能力に関する検査値に達するか又はそれを超えるかする場合には第3b条第2項及び第3項が準用される。

(2) a) 別表2(特殊ケースの予備評価規準)に掲げる規準は、連邦参議院の同意を受けて、連邦政府が法規命令によって滞りなくより詳細に規定しなければならない。

b) 特殊ケースの予備評価のための諸原則と手続きは、環境影響評価法の実施のための行政規則により詳細に規定されなければなら

ない。

第3d条 州法に準拠した環境影響評価の義務 諸州は、別表1に掲げる特定の事業計画において州法に準拠して一の環境影響評価実施の一の責務が見込まれた場合には、規模又は能力の数値、特殊ケースの一般的予備評価若しくは地域特異性予備評価、又は一のこれらの組み合わせのいずれかにより、一の環境影響評価の実施を条件にして規制を実施するものとする。

第3e条 環境影響検査の義務を負う事業計画の変更と拡張 (1) 一の環境影響評価の実施の責務は、すでに環境影響評価の義務が存在する一の事業計画の変更又は拡張によっても発生するが、それは

1. 別表1第1欄の事業計画のために掲げる規模と能力の数値に変更又は拡張によって直接達するか又はそれを越えた場合か
2. 第3c条第1項第1文及び第3文のいう特殊ケースの一の予備評価で、その変更又は拡張によって重大な有害環境負荷がもたらされかねないことが判明した場合である；この予備評価には、環境影響評価の対象である当該事業計画の過去の変更及び拡張で、その当時の当該法の一般的解釈から環境影響評価が実施されなかったものについても対象に含めなければならぬ。

(2) 別表1の18.1から18.8までの事業計画の一の拡張並びに別表1の18.8に掲げる事業計画の一の変更に対しては、当該事業計画の建設に対して設定されているその地域のその時点の基準値に達したり又はそれを越えたりする場合には第1項第2文が適用される。

第3f条 環境影響評価の義務を負う開発事業計画及び実証事業計画 (1) 別表1第1欄に掲げる一の事業計画が、例外的に又は圧倒的に新方式又は新製品の開発や実証のために役立ち（開発事業計画と実証事業計画）、2年を越えて操業しない場合には、第3c条第1項第1文に基づく特殊ケースの予備審査によって、特に操業期間を考慮した場合には当該事業計画による重大な有害環境負荷は懸念されることが判明すれば、環境影響評価

義務を免除することができる。

(2) 別表1第1欄に記載された一の事業計画の開発事業計画や実証事業計画には第3c条第1項の一般規則が適用される。

第4条 他の法令の優先 この法律が適用されるのは連邦又は諸州の法令が環境影響評価をより詳細に規定していないか又はそれらの法令がその要件においてこの法律に適合しない場合である。より厳格な要件を有する法令に変更はない。

第二章

環境影響評価の手続き行為

第5条 予定される要提出資料に関する通知 一の事業計画の事業者が、当該事業計画の許可に係わる決定に資する手続きの開始前に、所管官庁に請求するか、所管官庁が手続き開始後に必要であると考えられる場合には、所管官庁は、当該事業計画の計画内容に応じて且つ当該事業計画に関する適正な報告をもとにして、第6条の規定から要提出と考えられる当該事業計画の環境負荷に関する資料の内容と範囲を早期に知らせる。所管官庁は、これを通知する前に、当該事業計画の事業者及び第7条によって関係する諸官庁に対して、資料の内容と範囲に関する一の話し合いの機会を与える。この話し合いでは、環境影響評価の対象、範囲、方法及びその他の環境影響評価を実施する上で重要な諸問題が扱われる。専門家又は第三者をこれに参加させることができる。所管官庁又は関係諸官庁は、第6条による資料の提出のために役立つ情報を保有しているならば、これらを当該事業計画の事業者の用に供しなければならない。

第6条 事業計画の事業者の事業計画書 (1) 事業計画の事業者は、所管官庁が決定を下すために重要な当該事業計画の環境負荷に関する資料を、環境影響評価を実施する手続きの開始時に所管官庁に提出しなければならない

ない。手続きの開始が、文書による申請、一の計画書の提出又は事業者によるその他の一の行為を前提とする場合には、この項に規定する資料は他の資料とともに遅滞なく提出しなければならない。

(2) 前項に規定する資料の内容と範囲は当該事業計画の許可に係わる決定に関係する法令により決定される。第3項及び第4項はこれらの項にいう資料が法令によって詳細に定められていない場合に適用される。

(3) 第1項に規定する資料に少なくとも含まれるべき報告とは：

1. 当該事業計画の立地、属性、規模及び必要な土地に関する情報を含む記載、
2. 当該事業計画による重大な有害環境負荷を回避したり、軽減したり、できれば補填するための措置及び補填不能ではあるが自然や景観への専断的侵襲に対する代替措置の記載、
3. 一般的学識及び標準的検査方法から考えて、当該事業計画から想定される重大な有害環境負荷の記載、
4. 当該事業計画による重大な有害環境負荷の測定・分析に関する記載と報告が不可欠で、それらの提出が当該事業計画の事業者にとって無理のないものでないかぎり、一般的学識及び標準的検査方法から考えて、当該事業計画の影響範囲に入る環境や環境の構成成分の記載並びに当該地域内の住民への報告、
5. 当該事業計画の環境負荷に関して、特に重要な、とりわけ当該事業計画の事業者が検証したその他の解決策の概要及び最終選択の理由の報告。一般人でも分かる日常語を使って第1文に規定する報告の一の要約を添付しなければならない。第1文に規定する報告は、当該事業計画の環境負荷の影響の有無及びその程度について第三者が判断できるものでなければならない。

(4) 当該事業計画の属性から環境影響評価にとって不可欠なものであるならばこれらの資料は次の報告を含まなければならない：

1. 採用する技術工程の最も重要な特性の記載、
2. 予想される排出ガス類、廃棄物、廃水の発生、水・土・自然及び景観の

利用及び様式の種類及び量に関する記載、並びに事業計画による重大な有害環境負荷に繋がりがねないその他の結果に関する報告、

3. 報告の総括過程で判明した困難の指摘、例えば技術的盲点や欠損する知識。

第3項第2文に規定する要約は第1号及び第2号に規定する報告も含まなければならない。

(5) 第1項から第4項までの規定は所管官庁が当該事業計画の事業者である公共法人のために業務を行っている場合には準用される。

第7条 他の諸官庁の参加 所管官庁は事業計画に関わる環境関連の業務を執行している関連諸官庁に対して当該事業計画について通知し、第6条による資料を提供してそれらの意見を求める。これには行政手続法第73条第3a項が準用される。

第8条 他の諸官庁の参加 (1) 一の事業計画が、一の他国の第2条第1項第2文に規定する保護対象物に対して重大な影響を及ぼす可能性があるか又はそのような一の国家から要請があれば、所管官庁は早期に相手国が指定する当該国の担当官庁に対して適切な資料を使って当該事業計画について報告をし、相応の期間内に参加を希望するか否かの態度を表明するように求める。相手国が官庁を指定しなかった場合には、環境業務における相手国の最高位にある官庁に報告するものとする。参加が不可欠であると考えられる場合には、所管官庁は指定された相手国の所管官庁及び当該所管官庁が指定した当該国の諸官庁に対して、同時に且つ第7条の規定により、参加する自国の諸官庁に対するのと同様な範囲で第6条に規定する資料を使って意見表明の機会を与える。これには行政手続法第73条第3a項が準用される。

(2) 不可欠であったり他国が要求する場合には、所管の最高位にある連邦官庁及び州官庁は、合意した適切な期間内において、特に当該事業計画による国境を越えた環境負荷及びその防止と削減について当該国と折衝する。

(3) 所管官庁は、他国の参加官庁に当該事業計画の許可決定又は却下の判断及びその判断根拠を伝達する。相互性と対等性の原則の条件が満たされていれば、所管官庁は許可決定の翻訳文を添付することが出来る。

(4) 国際法上の義務の連邦や諸州への移行のためのその他の規定に変更はない。

第9条 公衆の参加 (1) 所管官庁は、第6条の規定に基づいて提出された資料をもとに当該事業計画の環境負荷を目的について住民の綿密な聞き取りをする。この聞き取り手続きは、行政手続法第73条第3項から第7項までの規定に従う。当該事業計画の事業者がその手続きの過程で第6条が要件とする資料を変更した場合に、新規の又はその他の重大な環境負荷の懸念が生まれなければ新規の住民の聞き取りは免除することができる。

(2) 所管官庁は行政手続法第74条第5項第2文を適切に適用して当該事業計画の許可の決定又は却下を公示しなければならない。また行政手続法第74条第4項第2文の適切な適用により理由を付記してその内容を閲覧に供しなければならない。

(3) そのほか公衆が第1項及び第2項に規定する手続きに参加する事実とは、

1. 当該事業計画が公表されること、
2. 第6条に規定する資料が適切な期間をもって閲覧に供されること、
3. 意見陳述の機会が与えられること、
4. 公衆が決定について報告を受け、その決定の内容についてその理由の説明とともに閲覧の機会を与えられること。

法律上の請求権は公衆の参加の規定に基づくものではない：権利の主張は後続する許可手続きにおいて妨げるものではない。

第9a条 国際的な公衆参加 (1) 一の事業計画が、別の一の国家に重大な環境負荷をもたらす可能性がある場合には、当該国の定住者は第9条第1項及び第3項に規定する聞き取り手続きに参加することができる。所管官

庁が確保しなければならない事項には、

1. 当該事業計画を他国に適切な方法で周知させること、
2. その際に第9条第1項の手続きによる抗弁権又は第9条第3項の手続きによる反対意見をどの官庁に申し立てることができるかを告知すること、及び
3. その際に第9条第1項の手続きにおいて抗弁期限が過ぎれば特別な私法上の権限に基づく抗弁以外はすべて排除されることを告知すること。

(2) 所管官庁は、当該事業計画の事業者に対して、第6条第3項第2文に規定する要約及び当該事業計画に関して特に国際的な環境負荷に関する国際的な公衆参加に重要な追加資料についての一の翻訳を、相手国との関係において相互性及対等性の原則が満たされている限りは、当該所管官庁まで提出するように要求することができる。

(3) 国際法上の義務の連邦や諸州への移行に関するその他の規定に変更はない。

第9b条 国外の事業計画における官庁と公衆の国際的参加 (1) 一つの他国で計画された一の事業計画が、ドイツ連邦共和国に大きな環境負荷をもたらす可能性がある場合に、同様の事業計画を所管すると考えられるドイツの官庁は、相手国の所管官庁に対して、当該事業計画に関する資料、特に当該事業計画の説明書及び当該事業計画が引き起こす国際的な環境負荷に関する報告を請求する。ドイツの所管官庁は許可手続きに参加することが不可欠であると判断すれば、この事実を相手国の所管官庁に伝達して、必要であれば第6条第3項及び第4項にいう、より詳細な報告を要求し、第7条のいう自国の諸官庁にこの報告を伝達し且つ自国の諸官庁の統一的な態度表明は適切でないと考えられる場合には、相手国のどの官庁にいつまでに態度表明を伝達したらいいのかを指示する。このドイツの所管官庁は当該事業計画の特に国際的な環境負荷に関する適切な報告の一の翻訳を相手国の所管官庁に要求しなければならない。

(2) 一の公衆の参加が相手国の法令によって実施されるか又は本法に

従って実施される場合、ドイツの所管官庁は、相手国から提供された資料を基礎にして適切な方法によって関係すると予想される地域の住民に対して当該事業計画を公示する。この場合にドイツの所管官庁はいつまでに相手国におけるどの役所に態度の表明を伝達すべきかを周知させるとともに適切な期間をもうけて当該資料を精査する機会を与える。

(3) 第8条第2項及び第4項並びに第9a条第3項は準用される。

第10条 秘密保持とデータ保護 秘密保持とデータ保護に関する法令に変更はない。

第11条 環境負荷の総括報告 所管官庁は、第6条に規定する資料、第7条及び第8条に規定する行政側の見解、並びに第9条及び第9a条による公衆の意見を基礎にして、事業計画の環境負荷及び重大な有害環境負荷の防止、削減又は補填するための対策及び補填出来ない自然や景観への専断的侵襲に対する代替対策について、一の総括報告を作成する。これには独自調査の結果を含めなければならない。当該総括報告は可能な限り第9条第1項第2文に規定する公衆の聞き取り手続き完了後一カ月以内に作成しなければならない。当該総括報告は当該事業計画の許可に係わる決定の根拠にすることができる。この根拠には防止対策、削減対策、補填対策及び代替対策の報告を場合によっては含める必要がある。

第12条 決定に対する環境負荷の評価とその結果の考慮 所管官庁は第11条に規定する総括報告を基礎にして事業計画の環境負荷を評価し、当該評価を考慮に入れて第1条並びに第2条第1項第2文及び第4文のいう有効な環境配慮に留意して現行諸法に従って事業計画の許可に係わる決定を下す。

第13条 仮決定と部分許可 (1) 仮決定及び一次部分認可又はこれらに相当する一次部分許可は、環境影響評価実施後にのみ与えることができる。

この場合においては環境影響評価はまずは折々の計画状況から想定できる全事業計画の環境負荷を、最終的には仮決定又は部分許可の目的である環境負荷を対象とする。第5条が予定する要提出資料の教示や第6条に規定する資料においてはこの環境影響評価の範囲を考慮に入れるものとする。

(2) その後の部分認可又はこれらに相当する部分許可では、環境影響の評価は新規の又はその他の重大な事業計画の環境負荷に限定されなければならない。当該項には第1項が準用される。

第14条 一の事業計画に対する複数の官庁からの許可 (1) 一の事業計画が複数州の官庁からの許可を必要とする場合には、関係諸州は少なくとも第3a条、第5条並びに第8条第1項及び第3項に規定する職務の遂行を主管とする一の所管行政庁を指定する。これらの諸州は、当該所管行政庁に第6条、第7条及び第9条に規定する更なる業務を委任することができる。当該所管行政庁は少なくとも当該事業計画に係わる職務領域にある許可官庁及び自然保護官庁との共同作業によって業務を遂行するものとする。一の事業計画が、原子力法(Nr.750)の認可及びその他一の又は複数の関連官庁からの許可が必要な場合で、これらの官庁のうち一が連邦官庁であれば、この原子力法の認可官庁が所管行政庁となる。当該所管行政庁は第3a条、第5条から8条第1項及び第3項まで並びに第9条、第9a条、第11条に規定する業務を執行する。

(2) 許可官庁は第11条に規定する総括報告を基礎にして事業計画の環境負荷の総合評価を行い、これを諸決定に際しては第12条に従って考慮しなければならない。所管行政庁はそれぞれの許可官庁の協働を保証しなければならない。

第3章

特別な手続き規定

第15条 路線決定と飛行場認可 (1) 別表1に記載された事業計画におい

て、連邦幹線道路法（Nr.520）第16条第1項及び連邦水上交通路法（Nr.475）第13条第1項による路線決定のため並びに航空法第6条第1項による路線決定手続きにおいては、当該事業計画のその時々計画状況に応じた環境影響評価がなされる。当該規定は一の国土開発手続きにおいてすでに環境影響評価が実施され且つ公衆参加のために以下の第2項及び第3項の要件が満たされている場合には適用されない。

(2) 第6条に規定する資料は、路線決定における公衆の参加の為に所管官庁の指示のもとに事業計画の所在地として予定される地方自治体において一カ月間縦覧に供されるものとする；これらの地方自治体は前以てその土地の慣習により縦覧の旨を公示しなければならない。縦覧期間終了後2週間までは誰でも意見を述べることができる。決定が下された場合には、その土地の慣習に従って公衆に公示されるものとする。第9条第3項第2文は準用する。

(3) 前述した航空法第6条第1項に規定する手続きにおける公衆の参加のためには第2項第1文及び第2文を準用する。その他については第9条第3項に変更はない。

(4) 後続する許可手続きにおいては環境影響の評価は事業計画の新規の又は他の重大な環境負荷に限定することができる。

第16条 国土開発計画、国土開発手続き及び許可手続き (1) 国土開発計画の策定や変更においては、特定の計画やプログラム（AB1.EG Nr.L197 S.30）の環境負荷の検査に関する2001年6月27日のヨーロッパ連合議会及び理事会の指針2001/42/EGのいう予測される重大な環境負荷について一の評価が実施されなければならない。

(2) 国土開発手続きにおいては、一の事業計画が引き起こす国土に対する重大な環境負荷は当該事業計画の計画状況に応じて調査し、記載し、評価しなければならない。

(3) 一の事業計画のために第1項に規定する一の手続きのなかで一の環境検査がなされ且つ一の後続する許可手続きのなかで一の環境影響評価が

実施される場合には、当該環境影響評価は後続する許可手続きにおいては当該事業計画の新たな又は重大な環境負荷に限定することができる。

(4) 一の事業計画のための後続する許可手続きにおいては、所管官庁は、第2項の規定する手続きのなかで調査、記載、評価された当該事業計画の環境負荷を、第12条に準拠して当該事業の許可に係わる決定に際して考慮に入れなければならない。

(5) 一の事業計画のための後続する当該許可手続きで第2項の手続きにおいて調査、記載された環境負荷に関して、当該手続き行為がすでに第2項の手続きのなかで実施されたのであれば、第5条から第8条まで及び第11条の要件の適用を免除しなければならない。第9条第1項及び第9a条が規定する公衆の聞き取り及び第12条が規定する環境負荷の評価は、第9条第3項の規定に従って第2項の手続きのなかで公衆が参加していた場合には新たな又はその他の重大な環境負荷に限定されなければならない。

第17条 建築基準計画の作成 (1) 第2条第3項第3号のいう建設計画で特に別表1に記載する18.1から18.9までの事業計画におけるものが策定、変更又は追加される場合には、その作成手続きにおいて特殊ケースの予備評価を含めて第2条第1項第1文から第3文まで及び第3条から第3f条までが規定する環境影響評価を建築法典が定める環境検査として実施しなければならない。建築法典の規定による一の環境検査が同時に一の環境影響評価の諸要件を満たして、これが予定の当該建築計画のために実施される場合には、第1文とは分離して本法に規定されている一の特殊ケースの予備評価は行わない。

(2) 一の建築基準計画の策定、変更又は拡張に対して本法によると戦略上の環境検査の実施義務が成立する場合、これに対しては建築法典の諸規定に従って環境検査及び監督がなされなければならない。

(3) 一の建築計画の策定手続き及びその後の一の許可手続きのなかで環境影響評価が実施される場合には、後続する許可手続きにおける環境影響評価は当該事業計画の追加の又はその他の重大な環境負荷に限定されるも

のとする。

第 18 条 鉱山法上の手続き 別表 1 に記載する鉱山事業計画における環境影響評価は、第 2 条第 1 項第 1 文から第 3 文までの規定に従いつつ連邦鉱山法の計画確認手続きのなかで実施される。第 5 条から第 14 条までは適用しない。

第 19 条 農地整備手続き 農地整備法第 41 条の規定による景観保護の付帯計画を持つ、一の道路及び一の水域計画の計画確認手続きにおいては、第 9 条第 3 項の規定にそって公衆を参加させるものとする。

第 2 編

特定の送電施設及びその他の施設（別表 1 の 19）のための規定

第 20 条 計画確認、計画承認 (1) 別表 1 の 19.3 から 19.9 までに該当する事業計画及びこれらの事業計画の変更で、第 3b 条から第 3f 条までの規定から一の環境影響評価の実施の責務が発生するならば、所管官庁による計画確認が必要である。

(2) 一の環境影響評価の実施の責務が発生しない場合には、当該事業計画は計画承認を必要とする。この計画承認は重要性の低い諸ケースで行われる。これらのケースとは、規模と能力において第 3c 条第 1 項に規定する予備評価を必要とする基準値に達しないか、行政手続法第 74 条第 7 項第 2 文の条件が満たされた場合である；第 3b 条第 2 項及び第 3 項が準用される。第 2 文及び第 3 文は水系汚濁物質の輸送用パイプライン施設の設置、操業及び変更並びにこれらの操業上の変更に対しては重要性の乏しいものを除いて適用しない。

第 21 条 決定、付帯決定 (1) 計画確認決定を下すことができる場合とは、特に

1. 公共の福祉が侵害されないことが確認された場合、とりわけ
 - a) 第2条第1項第2文に掲げる保護物に対する危険の可能性がなく
 - b) 特に技術水準に見合った建築上の、操業上の、又は組織上の対策により、保護物の侵害の防止措置が取られ、
2. 環境法上の法令及びその他の公法上の規則が当該事業計画に対立せず、
3. 国土開発の諸目標が尊重され並びに国土開発の基本原則及びその他の要件が考慮されていて、
4. 労働災害防止の重要性が尊重されている場合である。

(2) 計画確認決定は、公共の福祉の確保及び当該事業計画に関連しうる公法上の規則の履行のために必要であれば、条件を付与したり、履行義務を課したり、期限付にしたりすることができる。当該事業計画への諸要件に係わる履行義務について、計画確認決定後であっても付加、変更又は補充は許される。

(3) 第1項及び第2項は計画承認に準用される。

(4) 連邦政府は関係者の聞き取り終了後に連邦参議院の同意のもとで法規命令によって第1項第1号の条件を満たすために発する規則とは

1. 保護物の侵害の防止措置のための技術水準に見合った建築上の、操業上の、又は組織上の対策について、
2. 一の事業計画の事業者の諸官庁及び公衆に対する情報開示義務について、
3. 専門家、専門家組織及び公認監視機関による事業計画の再検査並びにこれらの専門家、専門家組織及び公認監視機関が満たすべき諸要件について、
4. 既存の事業計画を現行規則の要件に適合させることについてである。

技術委員会の設立に係わる規定は法規命令によって設けることができる。これらの委員会は連邦政府ないしは連邦環境自然保護原子炉安全省に対して技術的な問題について助言を与えなければならない。これらの委員会は他の保護目的のために存在する諸規則を考慮し、そして連邦イミシオン保護法(Nr.600)第31a条第1項による施設安全技術委員会の権限に抵触す

る場合には、当該委員会との協議のうえ、技術水準に見合った規則（技術規則）を提案する。これらの委員会には所管の連邦官庁及び州官庁、専門家、専門家組織及び公認監視機関、学会並びに送電設備の生産者及び操業者の代表者を参加させるものとする。連邦環境自然保護原子炉安全省は技術規則を連邦公報に公表することができる。

第22条 手続き 計画確認手続き及び計画承認手続きの実行には、行政手続法第72条から第78条までが適用される。連邦政府は連邦参議院の同意のもとに法規命令により計画確認手続きの細部とりわけ申請資料の種類と範囲について更に詳細を規定する権限を有する。

第23条 罰金規定 (1)規則違反とされる者は、故意又は過失から

1. 第20条第1項の計画確認決定又は第20条第2項第1文による計画承認なくして一の事業計画を実施する、
2. 第21条第2項の一の実行可能な履行義務に違反する又は
3. 次の規定による一の法規命令に違反する
 - a) 第21条第4項第1文第1号、第3号又は第4号又は
 - b) 第21条第4項第1文第2号

又は一のこのような法規命令に基づく一の実行可能な命令に違反すること並びにこの法規命令が一の特定の構成要件に対して当該罰則規定の適用を定めている場合である。

(2)この規則違反には第1項第3号のbに対しては2万ユーロを上限とし、その他においては5万ユーロを上限とする罰金が課される。

第3編

共通規則

第24条 行政規則 連邦政府が連邦参議院の同意のもとに一般的行政規則を制定するのは

1. 第1条及び第12条に規定する目的のために環境負荷（第2条第1項第2文）の調査、記載及び評価において基礎とすべき規準と手続きについて、
2. 第5条の規定から予定される要提出資料に関する教示のための原則について、
3. 第11条に規定する環境負荷の総括報告及び第12条に規定する評価のための原則についてである。

第25条 移行規則 (1) 第2条第1項第1文及び同条第3項に規定する手続きが、事業計画の許可に係わる決定に資し且つ2001年8月3日より前に開始されていた場合には、この法律の規定に従って終了させなければならない。一の当該手続きの対象である一の事業計画に対して、2001年7月27日(BGB1.IS.1950)の環境保護を目的とする環境影響評価改正指令、IVU指令(Nr. EG 41)及びその他のEG指令の移行のための法律の規定で、そのような手続きについて新規に又は従来と違うものを制定するように定めている場合には、これらの新しい規定が適用され並びにこの枠組みにおいて環境影響評価は実施されなければならない。開始手続きにおいて当該事業計画が2001年8月3日より前に公示されていた場合には第1文だけが適用される。

(2) 第1項とは別に2001年8月3日より前の文言におけるこの法律の諸規定で今後も有効なのは、

1. 一の事業計画の事業者が少なくとも当該事業計画の所在地、属性及び規模に関する報告を盛り込んだ許可申請を1999年3月14日より前に所管官庁のもとに提出していた場合；一つの有効な申請行為のための条件に係わるその他の規定に変更はない；又は
2. その他には一の手続きが第2条第1項第1文及び同条第3項に従って1999年3月14日より前に正式に開始されていた場合；当該手続きにおいて法的に規定されている手続きの個別行為がまだ開始されていなかった場合には、これらは本法の規定に従って実行することもできる。

第1文がやはり適用されるのは、同文に規定する文言におけるこの法律

の第3条の指定する別表によるのではなく、一定の公共の及び民間のプロジェクト（AB1.EG Nr.L175 S.40）における環境影響評価に係わる1985年6月27日の理事会指令85/337/EWGの別表Ⅱに記載されている一の事業計画について、所管官庁の概略審査から当該事業計画が特にその種類、規模又はその所在地から重大な有害環境負荷をもたらす可能性があるとする場合である。第1項第2文及び第3文は準用される。

(3) 第1項及び第2項とは別にこの法律及びこの法律で2001年8月3日まで効力のあった文言は、1988年より前に開始されていた第2条第1項第1文及び第3項による手続きには適用できない。

(4) 第1項及び第2項により一の環境影響評価の実施の一の責務が生じ、この責務が第17条に従って建築法典（Nr.EG 40 NEU）の規定による建築計画手続きのなかで実施されなければならない場合には建築法典第245c条が適用される。

(5) 諸州は、迅速に遅くともこの法律の施行後2週間以内に第3d条に対応する法令を公布するか又は既存のものを適合させなければならない。この時点に至るまでは第3d条が州において適用されるが、一定の事業計画のための別表1に記載されていて州法によって一の環境影響評価の実施の責務が見込まれるケースでは、当該環境影響評価は特殊ケースの予備評価にそって実施されるものとする。州が第1文に規定する期間の終了前に第3d条に規定する手続きに関して規則を公布すれば当該州の規則の発効とともに第2文は効力を失う。

(6) 2002年6月25日より前に別表1の19.3のバイプライン施設の建設、操業及び変更のために着手されていた手続きは、2001年7月27日（BGB1. I S.1950）の環境保護を目的とする環境影響評価改正指令、IVU指令（Nr. EG 41）及びその他のEG指令の移行のための諸規定にそって終了するものとする。

おわりに

ドイツの環境影響評価法は1990年に公布・施行されて以来これまでに

2回の大改正が行われました。今回の翻訳文は最初の改正法になります。1990年に公布された環境影響評価法は、すでに「環境適合性審査に関する法律」（外国の法律、'93v.31n.6）のタイトルで発表されております。ドイツ環境影響評価法の改正の足跡をたどるためには非常に貴重なとても優れた翻訳文です。本稿にはない付表も翻訳掲載されています。

今回の翻訳ではあまりにも大部になりますので資料編となる付表の翻訳文は付けませんでした。次回には最新版の資料編の付表を含めた全文翻訳を発表する予定です。